

令和6年4月

## 市川中学校・市川高等学校 いじめ防止基本方針

市川中学校・市川高等学校

### 1 はじめに

本校は、「よく見れば精神」「独自無双の人間観」「第三教育」の教育理念のもと、時代の求めるリーダーの育成を目指して、知徳体のバランスのとれた全人教育を実践している。

さて、いじめは、いじめを受けた生徒の心身の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。今回、生徒の尊厳を保持や学習権の保護に向けて「市川中学校・高等学校 いじめ防止方針」を設置する。この規約は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第13条の規定に基づき、国・千葉県・家庭・その他の関係者等と連携し、本校の実情に応じて、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を定めるものである。

### 2 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ」とは、生徒に対して、該当生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめは絶対に許されない」「いじめほどの学校でも、どの生徒にも、起こりうる」との意識を学校全体で共有し、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその徴候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

### 3 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学年会

##### ア 組織

学年主任および学年担任、副担任

##### イ 所掌事項

- ① いじめの防止
- ② いじめの早期発見
- ③ いじめに対する対処

#### (2) 生徒指導部会

##### ア 組織

生徒指導部長および学校の委嘱を受けた生徒指導部教員

##### イ 所掌事項

- ① いじめの防止についての啓発活動
- ② いじめ対処に関する学年会への助言

### (3) 学校いじめ対策委員会

#### ア 組織

学校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、その他校長が必要と認める教職員により構成する。必要に応じて、養護教員、カウンセラーを加える。委員長は、校長をもって充てる。副委員長は、副校長または教頭をもって充てる。

#### イ 所掌事項

学校いじめ防止対策委員会が中心となって具体的な施策を立案し、全教職員がそれに基づいて、いじめの防止、いじめの相談など予防措置の実施、いじめ発生にともなう生徒の問題行動に関する情報収集および対処を行う。

## 4 いじめ防止と早期発見の具体的な施策

### (1) いじめ防止

生徒に対して、道徳教育やロングホームルーム、全校集会、学年集会、HRなどを活用して、いじめの未然防止及びインターネットを通じて行われるいじめの防止に努める。教職員に対して、校内研修（なずなセミナー等）の定期的な実施により資質の向上に努める。

### (2) いじめの早期発見

担任、養護教諭、カウンセラーによる校内の相談体制を整備し、日頃から生徒がいじめ等の悩みを相談しやすい環境をつくる。「困りごと（いじめを含む）調査」を年3回実施し情報収集を行なう。「困りごと（いじめを含む）調査」は家庭に持ち帰って記入することで、書きやすい環境を作る。また、知り得た情報は、当該学年教員、教科担当教員、教頭、副校長、校長の間で速やかに情報共有を図る。

### (3) いじめに対する措置

いじめが確認された場合、いじめを確認した当該学年は直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、生徒への迅速かつ適切な指導・支援および保護者と連携した対応案を実施する。適宜、カウンセラー、養護教員、関係機関と連携して多角的に対応できるように努める。

#### ア いじめを受けた生徒への対応

不安を取り除き、安心して学校生活を送れるように学校全体で継続的に被害生徒を支援する。

また、保護者に対しても適切な支援を行う。

#### イ いじめを行った生徒等への対応

いじめをやめさせ、再発を防止するために、加害生徒に対する指導を行う。必要に応じて、加害生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、被害生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

#### ウ 保護者との連携

被害生徒・加害生徒ともに保護者との連絡を密にとり、協力を得て両者に対する適切な指導や支援を行う。

## エ 重大事態への対応

いじめを原因とする次のような事態を重大事態とする。

- ・生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

重大事態が発生した場合には、調査・分析が完了した時点で、迅速かつ適切な対応を行なうとともに、千葉県知事への報告を行なう。また、必要に応じて、警察、関係機関との連携を図る。

## 5 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

### (1) 地域人材の活用による取り組み

市川市少年センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、千葉県警察少年センターなどと連携を図る。

### (2) 警察等との日常的な連携

学警連絡会議などを通して、定期的に情報の共有を図る。

### (3) 警察への通報の在り方

重大事態における通報のみならず、小さな事例でも相談するように努める。

## 6 基本方針改善の評価

委員会を中心に、PDCA サイクルを通じた改善策を検討し、実行する。

## 7 相談窓口

### (1) 校内

担任、各学年主任、生徒指導部長、教頭、養護教諭、カウンセラー

### (2) 外部機関

24時間子ども SOS ダイヤル (全国共通)	0120-078310
千葉県子どもと親のサポートセンター (24時間)	0120-415-446
Eメール相談	<a href="mailto:saposoudan@chiba-c.ed.jp">saposoudan@chiba-c.ed.jp</a>
子どもの人権110番 (全国共通) (千葉法務局内 月～金 8:30～17:15)	0120-007-110
ヤング・テレホン (千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00)	0120-783-497
千葉いのちの電話 (24時間)	043-227-3900
チャイルドライン千葉 (月～土 16:00～21:00)	0120-99-7777
ライトハウスちば (千葉県子ども・若者総合相談センター 火～日 10:00～17:00)	043-420-8066
よりそいホットライン (24時間)	0120-279-338
千葉県精神保健福祉センター	
こころの電話相談 (月～金 9:00～18:30)	043-307-3360

【いじめへの対処に係わる流れ】

